

## 令和3年度 第2回 新潟市入札等評価委員会 会議録

【日 時】： 令和3年11月29日（月）午後1時30分から3時まで

【会 場】： 新潟市役所 本館6階 講堂3

【出席者】： 委員長 鈴木 高志 （弁護士）  
委 員 上村 都 （大学教授）  
委 員 大野 寛之 （公認会計士）  
委 員 津野 洋子 （行政書士）  
委 員 富山 栄子 （大学教授）  
委 員 榎並 みほ （公募委員） （出席数：6名／委員数：6名）

### 1. 定例会議 報告

#### (1) 令和3年度上半期（4月～9月）発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等の報告

（鈴木委員長）

委員長の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

これより令和3年度第2回新潟市入札等評価委員会定例会議を開会いたします。

次第の「1. 定例会議報告」(1) 令和3年度上半期（4月～9月）発注工事に関する入札・契約手続の運用状況等について、事務局から報告をお願いいたします。

（事務局）

契約課長の高山でございます。令和3年度の上半期発注工事に関する入札・契約手続きの運用状況等について、報告と説明をさせていただきます。

お手元の資料の1ページでございます。発注工事総括表をご覧ください。令和3年4月から9月までの半年間の状況でございます。契約総件数は416件、当初契約額合計は111億4,112万円で、平均落札率は91.39パーセントとなっております。制限付一般競争入札、指名競争入札、随意契約の入札方法別の内訳は記載のとおりでございます。

建設工事の件数ですけれども、前年同期が479件であったのに対し、63件の減となっております。平均落札率は、前年同期が91.41パーセントであったのに対し0.02ポイント低下をしております。

次に、2ページをご覧ください。発注件数及び落札率の推移をグラフ化したものでございます。前回お示ししたグラフに令和3年度上半期のデータを追加いたしました。平成17年度以降、下がり続けた平均落札率は、平成20年度に最低制限価格を2パーセント引き上げて以降上昇し、平成26年度に区の発注案件につきまして下限値を90パーセントに引き上げてからは、ほぼ横ばいの状態が続いております。下段の入札改革の経緯につきましては、前回説明させていただいたので省略させていただきます。

以上で、令和3年度上半期の総括的な報告とさせていただきます。

続きまして、苦情処理及び指名停止について報告いたします。資料3ページをご覧ください。苦情処理につきましては該当がございませんでした。

続きまして4ページですけれども、指名停止の案件も該当はありませんでした。

(鈴木委員長)

ありがとうございました。

ただいまの報告について、ご質問はございますでしょうか。

(津野委員)

いつも同じ質問で申し訳ございません。この年度の女性技術者の配置を要件とする入札の実施状況についてお願いいたします。

(事務局)

今年度上半期では、建築工事で1件発注をさせていただきました。目標といたしますか、私どもではこのほか土木工事を3件ほど発注したいと考えているのですが、下半期に1件発注をさせていただきます。今後また案件等、状況を見まして発注をさせていただければと思っております。

(津野委員)

ありがとうございます。

(鈴木委員長)

よろしいでしょうか。あとはいかがでしょうか。

ーなしー

## **(2)当番委員より抽出工事事案の説明**

(鈴木委員長)

特になければ、続いて次第(2)当番委員より抽出工事事案の説明です。

今回審議を行う抽出工事事案につきましては、当番委員の大野委員から事前に抽出していた

だいております。大野委員から、抽出事案と抽出理由についてご説明をお願いいたします。

(大野委員)

抽出工事と抽出理由について説明いたします。

発注方式の制限付一般競争入札ですが、3件選ばせていただきました。

一番目がナンバー71、建一第49号、契約課の案件で、石山住宅Bの改修工事です。こちらにつきましては、抽出理由としましては総合評価方式であるということ、金額が高いということで、1億9,700万円ですが、高いということで選びました。

制限付一般競争入札2番目がナンバー213、建一第87号、北区の案件で、旧めぐみ保育園の解体工事です。理由としましては、落札率が93パーセントくらいで高いということが1点と、もう1点が、辞退1、無効8、超過4、棄権が2と、かなり多くなっておりますので、そちらの背景について聞きたいということで選びました。

制限付一般競争入札の3番目、147番、建一第46号、西区の案件でございます。木場保育園機械設備改修工事で、こちらを選んだのは、率直に、素朴に、辞退5と無効20あるということで、なぜこうなってしまったのかということ疑問に思ったので選びました。

2番目、指名競争入札です。ナンバー95、建一第96号、西区の案件です。大野保育園避難器具改修工事です。こちらも前の工事と同じように、辞退7、超過3と多いということで選びました。

次に不落随意契約ということで、ナンバー1、建一第67号、中央区総務課の案件で、新潟日報メディアシップバス停上屋整備工事となっております。こちらにつきましては、1,500万円くらいの工事なのですが、不落随意契約になった経緯はどういうことなのかということと、落札率が比較的高い、99パーセントを超えているということで選びました。

最後に6番目、随意契約、ナンバー12、建二第7号、契約課の案件で、青山斎場6号炉改修工事です。こちらにつきましては、金額が4,600万円くらいあって多額なのですが、これが随意契約でいいのかということ疑問に思いました。あと、落札率につきましても99.9パーセントと非常に高くなっておりますので、こちらの理由も聞きたいということで選定させていただきました。

以上6件が、選定した工事でございます。

(鈴木委員長)

大野委員、ご説明ありがとうございました。

抽出された案件について、事務局から、一般競争入札、指名競争入札、随意契約の順に説明していただきます。なお、質疑につきましては、ある程度区切りながら行いたいと思いますので、よろしく申し上げます。

事務局は、一般競争入札のうち、最初の2件についてご説明をお願いいたします。

### (3)抽出工事案件の審議

(事務局)

契約課課長補佐の駒見でございます。よろしく申し上げます。

一般競争入札の1件についてご説明いたします。資料7ページをお開きください。抽出事案説明書①「石山住宅B—11・12棟外壁・屋上防水改修工事」について説明いたします。

発注方式は、制限付一般競争入札で、総合評価方式を適用し、工事担当課は公共建築第1課です。予定価格は2億1,010万円で、落札金額は1億9,730万円でした。いずれも税抜きの金額が記載されており、落札率93.91パーセントは、落札金額を予定価格で割り返したものです。

次の工事種別は、建設業法で工事の内容別に定める土木一式、建築一式などの29工種のうち、どれに当てはまるかを記載しており、本案件は建築一式です。工事概要については、今回改修を行う棟の構造、規模等が記載されております。

競争参加資格の設定内容については、後ほど説明いたします個別の参加資格要件と全工事に共通する一般的事項を定めた一般競争入札共通公告の入札参加要件を適用しています。次の、資格を設定した経緯・理由ですが、本工事の個別の資格要件については、副市長を委員長とする入札参加資格要件等審査委員会に諮り、定めております。

次の欄の資格参加申請書の提出者数、辞退者数等、入札参加者数ですが、資格参加申請書の提出者数は、電子入札における電子申請の申し込みを行った者の数で16者、辞退者数等は、申し込み後に辞退等の手続きを行った者の総数で4者、入札参加者数は、その辞退者数等を除いた参加者数で12者となっております。

次の落札候補者の資格認定についてですが、新潟市では、一般競争入札における全ての案件で、落札候補者に対し、入札後の資格の審査をしております。

一番下の入札状況等の契約までの経過については、記載のとおりです。

8ページをご覧ください。今回の工事にかかる参考資料となっております。

続いて9ページの入札公告をご覧ください。本工事の入札公告内容です。上から、案件番号、工事番号、工事名、工事場所、履行期限、発注部署、工事担当課、公表日、入札方式、工種等が記載されております。

中段の予定価格は事後公表とし、落札候補者決定後に公開しております。最低制限価格は、総合評価方式のため設けておりません。

続いて、申請申込締切日時から、入札予定日時までは、電子入札の手続きが可能な期間や開札時間等が記載されております。

前払金は、契約締結後、請求があったのちに、契約額の4割以内を前払いするもので、本工事では「する」としてあります。部分払いは、工期が2年以上続く場合、年度ごとの出来高に応じて支払うものですので、本工事では「しない」としてあります。

次の入札保証金は、新潟市競争入札参加資格者名簿に登録されている業者であるため免除、請負業者賠償責任保険は要加入としてあります。

下から8段目の単体又は特定共同企業体の欄以下が、本工事の入札参加資格を記載した部分となります。

まず、単体又は特定共同企業体についてですが、一定金額以上の工事では、特定共同企業体の結成を資格要件としてありますが、本工事では単体として設定しています。

次に格付又は評点ですが、本市の競争入札に参加するためには、2年に1度、入札参加資格申請を行う必要があり、この申請に基づき、市で資格の認定と格付を行っております。本工事では、発注工種である建築一式工事でSまたはAランクに格付認定されている業者を対象としてあります。

次の営業拠点については、地方自治法施行令で地域要件を設定することが認められており、本工事では、市内に本社・本店を有する業者としてあります。

次の実績要件は、審査委員会に諮って定めた要件として、平成18年4月1日以降に竣工した、「1. 延床面積1,000平方メートル以上の複数階非木造建築の新築、増築、改築の建築一式工事」または「2. 延床面積3,000平方メートル以上の複数階非木造建築物の外部改修工事」のいずれかの元請実績があるもので、2.については公共工事またはコリンズ登録の公共発注機関等の工事に限っています。

工事概要は先ほど説明したとおりです。

10ページの入札結果をご覧ください。事後公表とした予定価格は2億1,010万円、最低制限価格は総合評価方式のため設定しておりませんが、最低制限価格と同様に計算した調査基準価格は1億9,200万円です。資格参加申請書の提出者は16者、辞退者が4者、有効札が6者で、技術点を含めた総合評価の結果、株式会社廣瀬が落札いたしました。落札金額は1億9,730万円です。なお、辞退4者のうち、半数の業者が、ほかに工事を受注したため、技術者の確保ができなくなったという理由で辞退しております。

次に、総合評価の内容につきましては、技術管理課から説明いたします。

(事務局)

技術管理課、課長補佐の藤田です。よろしくお願いたします。

抽出案件①石山住宅B—11・12 棟外壁・屋上防水改修工事の総合評価の内容について説明いたします。

本案件は、総合評価方式の特別簡易型を採用しております。総合評価方式につきましては、第1回入札等評価委員会で説明させていただいたとおりであります。公共工事の品質確保を目標に、価格競争だけではなく、価格と、価格以外の技術的な要素として、企業や配置技術者の施工実績や工事成績、災害協力などの地域精通度などを総合的に評価し、価格と技術力両面から、もっともすぐれたものを落札者とする入札方式です。

資料 11 ページをお開きください。

上の表の総合評価方式による評価結果についてです。当該案件においては、入札参加者名欄にある 12 者について総合評価を行いました。なお、株式会社伊藤組、株式会社加賀田組新潟支店、株式会社新潟藤田組、北本建設株式会社の 4 者は入札を辞退されましたので、評価対象から外れています。今回の入札においては、価格評価点 (A) と技術評価点 (B) を合計した総合評価点 (A) + (B) の最高点 98.651 点を取った株式会社廣瀬が落札候補になりました。

次に、11 ページの下段の表をご覧ください。工事成績平均点表についてです。工事成績平均点については、各企業が過去 5 か年における新潟市発注工事の成績点の平均点を算出して、成績評価点に換算したものです。なお、工事成績平均点が 82 点以上の場合、最高点の 7 点の評価となります。

次に 12 ページをお開きください。

表に左上に工事番号、工事名、工事場所、工事概要が書かれております。そして、右上に、先ほど契約課から説明がありました予定価格、調査基準価格などを記載しています。そして、その下の表には、総合評価の配点及び評価項目を記載しており、そのうち、技術評価点は、点数が記載されている項目につきまして今回の評価対象としております。

左から順に、上から 2 番目の表題ですが、工事の施工能力として、企業や配置予定技術者の能力を評価したものです。その右の地域貢献度は、災害時の活動協力や高齢者雇用などを評価したものです。また、その右側にあります客観的な優良性は、品質マネジメントに関する国際基準であります ISO の認証の有無などを評価したものになっております。これらの技術評価点は、合計で 20 点満点となっております。なお、入札を辞退した場合は評価対象から外れるため、技術評価点の評価点欄は空欄となっております。

結果として、表の一番右の技術評価点合計点の欄に記載しておりますが、落札者である株式会社廣瀬の技術評価点は、20 点満点中の 19.3 点となっております。

最後に、13 ページをお開きください。総合評価結果となっております。この表には、入札価格、予定価格以下の調査基準価格以上の価格および入札価格に基づく価格評価点 (A) と、先

ほどの技術評価点（B）、そして（A）＋（B）を合計した総合評価点が記載されております。なお、総合評価点は、技術評価点 20 点満点、価格評価点 80 点満点の合計 100 点を満点として評価しております。今回の価格評価点では、予定価格以下で調査基準価格以上の価格のうち、もっとも低い金額の 1 億 9,570 万円が配点基準価格、その額で応札した株式会社不二工務店が 80 点満点となり、落札者である株式会社廣瀬の価格評価点は 79.351 点となっております。

以上の経緯を踏まえて、総合評価点の順位の記載のとおり、株式会社廣瀬が 100 点満点中 98.651 点と最も高い点を取得し、落札候補となりました。

以上で、今回の総合評価方式の評価内容について説明を終わります。

（事務局）

北区地域総務課、課長補佐の長谷川と申します。よろしく申し上げます。

引き続きまして、抽出事案②建一第 87 号「旧めぐみ保育園解体工事」についてご説明させていただきます。説明資料の 14 ページをお開きください。

入札方式は、制限付一般競争入札です。工事担当課は公共建築第 1 課です。予定価格は税抜き価格 1,430 万円に対しまして、落札金額が 1,340 万円、落札率は 93.71 パーセントでした。工事種別は解体工事です。

本工事は、旧めぐみ保育園の老朽化に伴い、施設の解体工事を行ったものです。

参加資格要件は、説明資料 16 ページの入札公告のとおりでございますが、新潟市建設工事の発注基準および指名業者選定要綱に定められている新潟市入札参加資格者名簿の解体工事に登録された業者であること。また、実績につきましては、請負金額 500 万円以上の木造建築物の解体工事实績を求めるものとします。

入札参加申請が 17 者あり、そのうち 1 者が辞退、2 者が棄権し、14 者の応札のうち、4 者が予定価格を超過し、8 者が最低制限価格を下回りました。よって、2 者からの有効な応札があったという形になります。なお、辞退の理由としましては、ほかの工事を受注したことにより、技術者の確保ができなくなったとのことでした。

有効の応札が少なかったことと落札率が高い要因としましては、予定価格を、業者の参考見積を基に積算した設計価格によって決定したところですが、入札参加申請のあった業者により、解体機材の手配や人員確保を背景として、自社手配できるところは工事価格を安く見積り、機材のリースや人員不足を理由に、工事価格を高く見積る業者もあり、有効入札者の減と落札率の上昇につながったものと考えられます。

説明は以上で終わります。よろしく申し上げます。

（鈴木委員長）

ありがとうございます。以上 2 件につきまして、ご質問はいかがでしょうか。ございますか。

私から。形式的に少し分からなかったの。1件目のほうですけども、11 ページの下に工事成績平均点表があって、平均点がゼロ点というのは、工事实績がないということでしょうか。

(事務局)

これまでの5年間の間に、対象工種の工事实績がないということになります。

(鈴木委員長)

そういうことなのですね。分かりました。

空欄のところは辞退したところだということですね。

(事務局)

はい。

(鈴木委員長)

同じ案件で、12 ページの技術評価点の表の中の地域貢献度。今回は災害時の活動協力と高齢者と障がい者の雇用という三つが選ばれているわけですが、今回この三つになったというのは、どういうことでこの三つになったのか教えていただけますか。

(事務局)

災害時活動協力につきましては、原則、必須として選択される項目となっております。そのほか、こちらに除雪委託契約、地域内拠点等いろいろありますけれども、こちらを毎回同じものにしてしまいますと、同じ業者が有利になってしまいますので、パターンを決めまして、順番に、何個かの項目が入るという形で、今回、この工事につきましては高齢者雇用、障がい者雇用が選択項目となったということです。

(鈴木委員長)

そのパターンというのは、内部的に決まったパターンということなのですか。外部からはどういうパターンが使われているか分からないけれども。

(事務局)

我々のほうでパターンを作りまして、それを順番にといいですか、ある程度ルールを決めて使っておりますので、外部の方は分からないという形です。

(鈴木委員長)

この工事だとこういうパターンでくるのではないかとか、そういう推測は成り立たないですか。

(事務局)

おそらくそれは難しいと思います。

(鈴木委員長)



分かりました。ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

大野委員、いかがでしょうか。

(大野委員)

2番目のところで私が一番気になったのは、17ページの旧めぐみ保育園解体工事なのですが、説明があったのですけれども、価格が非常に、一番高いところで2,100万円で超過になっているのですが、一番低いところだと960万円ということで、どうしてこんなにかい離が出てしまうのか。価格とかが高く設定されているということなのですから、同じ解体工事ですから、そんなに特殊なことをやるわけではないのになぜこんなに開きが出るのか少し疑問だったので、その辺、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

(事務局)

解体業者によっては、得意な分野、もしくは手法によって、解体機材の手配や人員配置、それによってまた入札額が上下することも考えられます。そして、参考見積業者も同様ということで、得意な解体方法や人員の確保によっては、見積価格は高くも安くもなる場合もあるのかと思っております。

(大野委員)

その中で、デュープライスといいますか、適正な価格というのは、どこにあるのかということが。

(事務局)

最初に3者から見積りを取っているわけなのですけれども、そこを基準に考えておりますので、そこから見て、その業者によって得意分野と不得意分野がある、例えば機材を持っているか持っていないか、そういった部分で、これだけの差が出たものと思っております。

応札したいところは皆さん手を挙げられるわけですから、この中でまた見積もった結果、こういう金額で少しばらつきが出たものと思われま。

(富山委員)

質問です。今のところなのですが、業者参考見積、3者から取ったということなのですか。

(事務局)

3者です。

(富山委員)

それは、直前に決まっているということですか。

(事務局)

特に決まっていないのです。

(富山委員)

その3者は、ちなみにどこなのでしょうか。

(事務局)

非公表としています。

(富山委員)

それはこの中に入っている業者ですか。

(事務局)

入っている業者もあるし、入っていない業者もあります。参考見積は出してもらいましたが、手を挙げなかったという業者も含まれています。全部ではありません。

(富山委員)

考え方によっては、3者、どこを選ぶかによって、適正価格が適正なのか適正でないのかということはだいぶ変わってくるのではないのでしょうか。

(事務局)

そこは適正な価格を把握できるように、複数者、今回は3者から参考見積を取ったということです。

(鈴木委員長)

解体工事というのは、通常、そのように見積りを取って最低価格を決めているのでしょうか。例えばほかの建築工事のように、そういう工事になると、こういう工事ではこれだけの費用になるのではないかというような、あらかじめそういうものは特には決められていないのでしょうか。

(事務局)

先ほども少し説明させてもらいましたが、解体工事はほかの土木工事と少し違っていて、設計単価とか物価指標ではなくて、複数の業者の参考見積に基づいて予定価格を決定しているところなものですから、発注時期とか工事内容にもよりますが、基本的に、これと同様の状況となります。

(事務局)

工事で新築のものを作るとなると、そういった部材、何が必要かということは、ある程度数量とか全部分かって、それについて単価が決まってくる。その積み上げである程度予定価格が組めるのですが、解体は、その建物一つひとつによって、全部、構造も違えばいろいろなものが変わってくるので、そういった統一的な積算基準と申しますか、そういったものがないような形になっていますので、専門業者の見積りをいただかないと市は積算ができないといった形になっています。

(鈴木委員長)

その見積りを取るときというのは、現場を見てもらって、例えばその中、構造物の中、アスベストなどがあるような場合、例えば壊してみないと分からないとか、そういうような場合はどうなるのでしょうか。

(事務局)

基本的には、設計部署が事前にある程度は調べているのではないかと思います、実際工事をやってからアスベストが出てくるというケースもあります。そういった場合は、当初見込んでいなかったものが契約後に発覚したということで、それなりの費用を変更契約という形で追加乗せすることになります。

(鈴木委員長)

分かりました。あと、いかがでしょうか。

(富山委員)

安いところが無効になっていますけれども、新潟市にとっては安いほうが良いという考えはないのでしょうか。

(事務局)

安いほうが良いということはあるのですが、しっかりした現場管理ですとか、労働者の賃金ですとか、そういったものも考えますと、やはり3者で見積りを取って、その中からまた適正な額を出すということも必要なことで、確かにどこが適正かということは非常に難しいところではあると思うのですが、安ければいいというものではないとは思っております。

(鈴木委員長)

例えば先ほどの建築の例であれば、安ければ当然質が落ちるであろうということは分かるのですが、解体だと、しょせん壊してしまうだけで、先ほどのご説明で、機材とか人員の確保で、自社で確保しているところは安くあげて、ほかから外注で確保するということになるとうとうしても高くなる。そうすると、自社で確保できるほうが安くなるわけですから、かえっていい工事ができるのではないかと、そういう考えも成り立つのではないかと。こういうメリットのある仕事があってもいいのかとも思ったりしています。

あとはいかがでしょうか。

(富山委員)

最初の案件なのですが、2位以下がなぜ落ちたか知りたいと思うのです。11、12、13ページ、どこまでの情報を落札できなかった企業は知ることができるのですか。

(事務局)

そちらは全てホームページに掲載しております。

(富山委員)

全部このままの形で。

(事務局)

そのとおりです。

(津野委員)

総合評価方式のことなのですから、12 ページの地域貢献度、これは決まっていることなのではないでしょうか。9点ありますけれども。

(事務局)

地域貢献度につきましては、今回は、この案件につきましては、高齢者雇用と障がい者雇用という2項目になっていますけれども、ほかのパターン、これを同じパターンでやりますと、1回取った業者がその条件を持っているものですから有利になってしまいますので、ほかの工事では、例えば地域内拠点とか除雪とか、そういったものを、ランダムではないのですけれどもある程度ばらけるような形で何パターンか作りまして、今回はこれ、今回はこれというような形で選んでいる状況です。

(津野委員)

分かりました。

続けてなのですから、工事の施工能力という点ではあまり差がないような気がするのですけれども、ゼロか2という感じで、多分、5年間の成績で、受けていなければゼロに近いけれども、受けていればほとんど成績同じということになっていると思うのですけれども、そうすると、地域貢献度の違いでだいぶ離れるということかと思うのですけれども。

(事務局)

そうですね。今回の場合、障がい者雇用で0.5点と0点という形になっていたりしていますし、比較的、客観的な有利性というものでISOにつきましてはだいぶ以前から項目としてあげておりますので、今回、ゼロのところもありますけれども、おおむね皆さん、既にお持ちになっているというような状況です。ですから、出やすいのは、災害時活動協力、これが0.8、ここは開いていないですが、今回、障がい者の方を雇用されているかどうかというところが少し大きくなったかと思われま。

(鈴木委員長)

あと、ございますでしょうか。もしなければ、次の案件にいきます。

続きまして、残りの一般競争入札1件と指名競争入札1件についての説明をお願いいたします。



ていました。残りの1者は、直接工事が全体的に高めの設計となっており、受注意欲がなかったのではないかと考えております。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。

ただいまの2件の説明につきましてご質問ございますでしょうか。

(大野委員)

1点目につきまして、21ページなのですけれども、素人といいますか、一般の人から見て、この入札に関する結果を見せられたとしたら、少し疑問というか、「おかしいな」と思う人が多いと思うのです。というのは、超過が1者あって、無効が、数えると20者くらいあって、あとは棄権、辞退ということで、要は、適正な価格を入れてきたのがこの業者1者だけということになって、これで果たして競争性が保たれているのかということと、無効ということは最低制限価格を下回っているということなので、この辺、少し見直しというか、もう少し競争性が確保できるような価格設定にしないかという、その辺り、市民目線から見て、少し不思議に思いました。

(鈴木委員長)

最低制限価格、価格の設定が高すぎ、もっと安くてもよかったのではないかとということですね。その辺り、どうなのでしょう。

(事務局)

最低制限価格の設定につきましては、ある程度、工事1件ごとに、その工事の内容に一定率をかけてそれを積み上げて設定しております。その辺の設定率、外にはその計算式を出していませんけれども、1件1件、そういった形で、ある程度は国土交通省が示している低入札調査基準価格の計算式に準じた形で設定させていただいているところではあるのです。ですから、逆に、それより低いとなると、やはりある程度、品質といいますか、そういったものにも若干影響が出てくる可能性もあるということで、今のところは、その設定率を新潟市だけ独自に低くするとか、そういったことは少し考えていないところではあります。

(鈴木委員長)

結果として全体的に値段が安く出ているわけですから、それと、原因が、先ほどのお話で設備機器の関係でけっこう安く業者のほうで手配ができるというようなこと。逆に、こちらの見積りの段階では、少しその辺が、そんなに安くしないのだろうというような。

(事務局)

そうですね。ここに設計の担当がいらないものですから、どういった内容で機器費を算出しているのかということは、申し上げられませんが、ある程度、何かを参考にして見積りをもらっ

ているのか、またはそういった積算の基準額に基づいて設計しているということになるかと思ひます。業者の入札額についても、やはり何等かの基礎となるものは当然あつて、その上で、そういった工事費を積算していると思ひますので、それは、業者の有利性なのかもしれませんし、「もう少し安く入れられる」というようなものがそういったところにあるかも知れませんが、そこは私もはっきりしないところではあります。

(鈴木委員長)

難しいですね。よく我々の生活の中でも、設備関係など、カタログだとこの値段なのだけでも、実は今半額くらいで入ってくるのかということがよくある。

(事務局)

そういったものが若干反映されている部分もあるのではないかとと思ひられます。

(大野委員)

この工事、19 ページの写真を見ますと、空調とか換気とか、機器工事、防水とか、厨房、トイレもあつて、いろいろ雑多というか、いろいろなものが一緒になっているのですけれども、これを分割して発注して、そうすることによつてもっと競争性が高まるというようなことは考えられないのでしょうか。分けて発注すれば、もう少し価格も。

(事務局)

このたびの工事の主なものは、一番上の空調です。これが大体設計の半分くらいだと思ひのすけれども、今まで冷温水発生器から配管を通して、要は全館空調という形でやっていたものを、それぞれの部屋ごとにガスヒートポンプ、いわゆるGHPというものを、パッケージエアコンをそれぞれに入れる。それと同時に、保全ですから屋内給排水、水道とか、屋外も併せて、関係するところをやつたということで、分けると難しいのかなど。保全の関係で、中と外と一緒にやっていますから、天井を剥いだり何だりするところがまた二重になるという部分でいへば、一度にやつたほうがいいと思ひます。

(鈴木委員長)

ほかにいかがでしょうか。

(富山委員)

先ほどの件なのすけれども、積算基準とか、見積りを数者からもらっているという点なのすけれども、もし、例えば見積りを数者からもらつて適正な価格を決めるということに業者がみな慣れていへば、見積価格は高めに出示すよね。それによつて適正な価格が決まるとすると、その適正な価格が適正でなくなつていくことと、あとはやはり、時代とともに変わつていきますよね、こういう価格のようなものは。競争がどんどんと厳しくなつてきているとすると。そうすると、いつまでも同じやり方が正しいというわけではなくなつてきているので、時

代とともにやり方もこれだけ競争力が高まってきて、業者もこれだけの数が適正の価格より安くできるということを示しているわけですので、見直すことも考えられないでしょうか。

(事務局)

先ほど見積りという話もさせていただいたのですが、実際には空調ですから、積算もしております。

(大野委員)

メーカーからも参考見積を取っているのですよね。

(事務局)

この工事内容が分からないので、この工事に対して見積りを徴収している項目があるのかなのか分かりませんが、通常は積算基準に基づいて積算しますし、単価がないものは見積りを徴収して、その項目だけ見積りを採用する、という形で決められたルールに基づいてやっております。

(事務局)

ですから一概に見積りだけということではなく、ある程度決まった、そういった単価を用いた形で積算はされているということになろうかと思えます。そういった基準等もございますので、その基準自体を見直していかなければならないというお話になってくると思われま

(榎並委員)

それに関係してなのですが、基準の見直しというのは、何年に1回とか、そういう感じで見直しはなさっているのでしょうか。

(事務局)

単価については、ある程度定期的に、月1回ですとかそういった形で、調査をしたうえで最新の単価を用いるということをやっているはず

(榎並委員)

やはり物価の関係とか、より安く調達できるというような機械は、そういう情勢を踏まえてやっているということですね。

(事務局)

はい。

(鈴木委員長)

あとはございませんか。

特にないようですので、続いて随意契約2件について、事務局よりご説明をお願いいたします。

(事務局)



中央区総務課、課長の清水でございます。よろしくお願いいたします。

資料 26 ページをお開きください。抽出事案説明書⑤「新潟日報メディアシップバス停上屋整備工事」について説明いたします。

工事担当課は公共建築第 1 課、予定価格は税抜きで 1,519 万円、落札金額は 1,510 万円、落札率は 99.41 パーセントでした。工事の種別は建築一式です。工事概要は、新潟日報メディアシップバス停において、上屋を整備するものとなります。

29 ページの入札・契約結果詳細をご覧ください。

2 者が参加申し込みを行い、1 者が辞退、1 者が超過でした。辞退理由としては、他の工事を受注したことによる技術者の確保ができなくなったということを確認しております。第 1 回目の開札では、予定価格を超過したことから、再入札を実施しました。再入札においても予定価格を超過した結果となりました。

今回のこの工事ですが、令和 3 年 5 月 18 日公告にて入札を行ったものの、入札者が 1 者かつ超過により不調になっており、今回はその再公告の案件でございました。

工事の目的が、万代橋ラインから東区および北区方面へ乗り換え拠点となっているバス停の混雑緩和による新型コロナウイルス感染症拡大防止、及び冬期の待合環境の改善であり、履行期限を考慮すると、改めて再入札にする時間がないことから、随意契約による契約を締結したものです。また、落札率が高くなっている理由としては、不落随意契約の場合、見積書の提出は業者がこれ以上下げられないとなるか、予定価格範囲内で提出があるまで何度でも提出することができるためと考えています。

(事務局)

引き続き、随意契約の案件について説明します。資料は 30 ページをお開きください。抽出事案説明書⑥「青山斎場 6 号炉改修工事」です。

予定価格は 4,613 万円で、落札金額は 4,610 万円でした。いずれも税抜きの金額が記載されており、落札率 99.93 パーセントです。

工事種別は機械器具設置で、工事概要は、記載のとおり、火葬炉設備の改修工事です。右のページに今回の工事にかかる参考資料を付けております。

前ページに戻りまして、選定した相手方は、施設工業株式会社です。

次に、随意契約の理由です。本改修工事は、火葬炉全 13 基のうち 1 基を改修する工事ですが、メーカー独自の制御システムが導入されていることから、設計・施工メーカー以外の業者が改修・調整を行うことは困難です。また、日常の火葬炉運転業務を行いながら施工することはもとより、斎場全体の運営業務に支障をきたさないように施工することが不可欠であることから、既設火葬炉設備の設計・施工および保守管理業務と運転管理業務を行っている施設工業

株式会社と地方自治法施工令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定「性質又は目的が競争入札に適さない」により、随意契約を結んだものです。

見積状況等の契約までの経過についてですが、令和 3 年 5 月 24 日に見積り合わせを行い、予定価格内での見積書の提出があったため、翌日に契約いたしました。

32 ページをご覧ください。本案件の入札詳細情報です。内容は記載のとおりですので、説明は省略させていただきます。

33 ページは、入札・契約結果情報です。見積り合わせの結果、4,610 万円で落札し、落札率は 99.93 パーセントです。落札率が高くなったのは、予定価格の設定にあたり、施設工業株式会社から聴取した参考見積を基に積算したため、予定価格と落札額が限りなく近づき、結果的に落札率が高くなったものと思われま。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。以上の 2 点について、ご質問はございますでしょうか。いかがでしょうか。

私から、6 番目の青山斎場の工事の件なのですけれども、この業者は、設計、施工、保守管理とか運転管理業務一切、この設備に関する業務といたしますか、作るだけではなくてそのあとの保守管理や何かも同じ業者が全部やっということなのですね。

(事務局)

はい。平成 19 年度に指定管理者制度でこの施設工業株式会社というところと新潟斎場サービスの共同企業が業務の運営と管理をしております。

(鈴木委員長)

同じような業務をやっているほかの会社もけっこうあるのでしょうか、どうなのでしょう。

(事務局)

工事に関してでしょうか。

(鈴木委員長)

火葬に関する設備関係の。結局、青山斎場については、ずっとこの施設工業株式会社というところが今後も、この関係については仕事を受けていくという形になるかと思うのですけれども、仕方がないといえば仕方がないのでしょうかけれども、いずれか、例えば大きな改修や何かしなくてはいけなくなったときに、ほかの、同じような業務をやっている会社もあって、そこで競争性が出るのかどうなのかという点はどうなのかと思います。

(事務局)

当然、新設となれば、そういった炉のメーカーといいますか業者さん、いくつかありますの

で、例えば青山斎場は施設工業株式会社ですけれども、別の斎場へ行きますと別な業者とかが入っているところもございますので、そういったところで多分競争性といったものは出てくると思います。

(鈴木委員長)

分かりました。それまではずっと同じ業者になっている。

(事務局)

炉の部分に関しては、やはりほかのところではいじれない。他の、例えば建屋とかそういったものは当然別の業者という形になると思うのですけれども、炉の部分に関してはこの業者でなければということになると思います。

(鈴木委員長)

分かりました。ほかにいかがでしょうか。

(榎並委員)

これは、メディアシップの屋根の延長工事なのですね。これは初めから決まっていたことなのか、それとも、新型コロナウイルス感染症予防で延長することにしたのか。その辺のところを教えてください。この辺はあまり人がいない。それは私もよく分かるので。これだけ上屋を長くするには理由があったのかなと思ひまして。

(事務局)

新型コロナウイルス感染症といいますか、言い忘れていたところがあるのですけれども、BRTができて、万代シティでの乗り換えがこのメディアシップの場所になります。それまでのバス停で待っている人数よりも相当列が長くなったということでもございまして、やはり議会も含めて市民からも、雨に濡れてしまうという苦情がありましたので、倍の長さにしようということで、今回、取り組ませていただきました。

(榎並委員)

そうなのですね。分かりました。

(上村委員)

メディアシップのほうを見ていたのですけれども、こちらも予定価格の決定の仕方といいますか、気になります。先ほどの件もそうですけれども、③の事案でしょうか、予定価格の決め方について、やはり大きなずれ、どこまでが大きなずれと言っているのかどうかということはありませんけれども。ずれが出ているということは、やはり見直したほうがいいのではないかと、いうことを少し思いました。

今回の⑤の事案ですけれども、1回目の入札、2回目の入札で決まらずに、一者随意契約となったわけです。そこから200万円くらい値段が下がっているのです、予定価格の決め方として

は適切であったのかどうかということは、素朴に疑問に思います。

(鈴木委員長)

今の件、どうでしょうか。⑤の事案で、1回目の開札の時には一者入札になっていますね。

(事務局)

そうです。

(鈴木委員長)

そうすると、1社だけですから、なるべく高く落としたい。となると、少し高めに入れたとか、そういうところはないのでしょうか。

(事務局)

そこは想像できる範囲ではないのですが、先ほど委員からお話がありましたように、やはりこちらが設定した金額とかけ離れているという事実はあると思います。やはり今回の工事の場合、建物の工事のほかに夜の工事をするための誘導員の配置とか、大きな標識の撤去作業とか、そういうものが含まれておりまして、そうすると見積価格が業者ごとに変わってきているかなという印象がありまして、それが金額の差になってきたと。

専門業者に言わせれば、撤去作業であれば安くなると思いますが、複合的な作業を1者でやるとなると、どうしても得意、不得意等ありますので、設定金額が上がってくるのではないかという感じはいたします。ですから、見積価格よりも、かい離があったのかなという印象を持っております。

(上村委員)

⑤の事案については、1者だけしか出ていませんので、これをもって高いどのということとは言えないことかと思えますけれども、ただ、③の事案で、やはり予定価格の話がかなり重点的であったということがありましたので、たまたまこちらに目がいっただけかもしれません。

⑥の事案なのですから、改修はこれが初めてですか。

(事務局)

今回の6号炉の改修が五つ目です。令和元年に二つ、令和2年度にも二つ。年次計画で一つ、二つくらいだったと思います。炉は、どうしても一斉には止められないので、多分6年、7年かけて全部を改修するのではないかと思います。

(上村委員)

少しずつですね。

(事務局)

そうです。そういう形で今やっております、これがたしか五つ目の炉となっております。

(上村委員)

そうなりますと、業者もだいたい改修にどれくらいかかりそうだという目途はある程度たっているということなのでしょうね。

(事務局)

そうだと思います。

(上村委員)

それで、1回目の入札でこれくらい、多分、前回もこれくらいだったのでということでしょうか。おそらく。

(事務局)

元年度、2年度は二つずつ同時にやっております。少し見てみたのですけれども、単体一つやるよりは若干安くといえますか、だいたいそういう形にはなっているようなのですけれども、実際に、施設工業の見積りを参考にする以外に、予定価格が組めないと思いますので、そういった形でやらせていただいております。

(上村委員)

そうしますと、今回は、前回よりやや、少し搾った形で。

(事務局)

一つしかないということもあるかと思いますが、こういった形で、経費とかそういったものを、その分が高くなっているのか、炉全体で、全く同じものかどうかも分からないので、その辺の内容は詳しく分からないものですから想像でしかなくなるのですけれども、そういう形になります。

(上村委員)

分かりました。落札率が非常に高いということは、これまでの経緯があるということですね。ありがとうございます。

(鈴木委員長)

よろしいでしょうか。

今の件について。この予定価格を決めるにあたって、参考見積を同じ会社から取っているのですね。

(事務局)

この案件ですと、施設工業株式会社でしか取り扱えない形になるので。

(鈴木委員長)

ですから、同じ会社なので、その見積りが正しいのかどうかというその辺りのチェックはどうなのでしょう。他者の見積りであれば参考になるのですけれども、同じ会社ですとや

はり少し心配になるものですから。

(事務局)

こういった機器関係なので、この機械に関してということになると、正しい積算といいますか、そういうものは他ではたぶん出てこないという気はします。

(鈴木委員長)

大野先生、どうですか。

(事務局)

ほかからも参考が取れるのであれば、当然、逆に入札をしてもいいわけなのです。ほかの業者ができるということであれば、そうするともう多分、全取り換えのような形になると思うので、そうなると高くつくと思います。

(上村委員)

今のことにして素朴な疑問なのですけれども、施設工業株式会社から見積りを取って、入札のときに施設工業株式会社からまたそれよりも少し高い金額でくるといっては、ありうることなのですか。

(事務局)

多分、経費率ですとか、そういったところで、若干ですけれども差が出たのではないかと思います。

(上村委員)

見積りを出したときよりも少し下がっていたとか。

(事務局)

このようなケースでは、設計金額を決めるときに、いただいた見積りをそのまま設計金額にしているわけではないと思われま。

(上村委員)

なるほど。そこでずれが出てきているのですね。

(鈴木委員長)

あとはいかがでしょうか。

(富山委員)

1者見積りですので、見積りが適切かどうかということはやはり確認していただく必要があるのではないかと思います。後日でも結構ですので、それをやっているのか、やっていないのかということは、やはり確認する必要があるかと思います。

(事務局)

こういった形でこの予定価格を設定しているかということは少し確認させていただきたい

と思います。申し訳ございません。

(鈴木委員長)

あとはいかがでしょうか。ございませんか。

なければ、本日予定した抽出案件はすべて終了ということになりますますがよろしいでしょうか。

あと、全体に関する質問とか、あるいは市の入札や契約制度などについてご意見などございますでしょうか。もしございましたらご発言をお願いします。特に大丈夫でしょうか。

それでは、本日の委員会では、最後の案件で1者見積り、少し不安な点がございますので、確認をよろしく願いいたします。

本日はそれ以外の意見なしということで、次第「2. その他」について、事務局より説明をお願いいたします

## 2. その他

(事務局)

事務局から、連絡事項が2点ございます。

1点目としまして、本年度2回開催させていただきましたので、来年度となりますが、次回の定例会議につきましては令和4年6月下旬頃を予定しております。時期が近くなりましたら事務局より日程調整のご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

2点目としまして、来年度1回目以降の抽出当番委員なのですけれども、工事の抽出をする当番委員につきましては、前回承諾いただいたとおり、令和4年度第1回目が津野委員、第2回は上村委員にお願いする予定としておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

(鈴木委員長)

ありがとうございます。

以上をもちまして本日の議事はすべて終了いたしましたので、閉会とさせていただきます。お疲れ様でした。ありがとうございました。